広島県告示第八百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十一月七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	
広島県尾道市長江一丁目、同市長江二丁目、同市長江三丁目、同市十四日町及び同市東土堂町地内	長江二丁目B（二八六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		長江二丁目B（二八六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項
	長江二丁目B（二八六二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		長江二丁目B（二八六二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	長江二丁目B（二八六二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		長江二丁目B（二八六二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	長江二丁目B（二八六二―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		長江二丁目B（二八六二―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	北天神（二八九五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		北天神（二八九五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	北天神（二八九五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		北天神（二八九五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	北天神（二八九五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		北天神（二八九五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	北天神（二八九五―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		北天神（二八九五―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	天寧寺上（二八九八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		天寧寺上（二八九八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

長江三丁目A（二九五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長江三丁目A（二九五五）	急傾斜地の崩壊
長江三丁目A（二九五五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長江三丁目A（二九五五―一）	急傾斜地の崩壊
長江三丁目A（二九五五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長江三丁目A（二九五五―二）	急傾斜地の崩壊
長江三丁目（二九五六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長江三丁目（二九五六）	急傾斜地の崩壊
長江三丁目（五二七〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長江三丁目（五二七〇）	急傾斜地の崩壊
長江二丁目B（一九八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長江二丁目B（一九八三）	急傾斜地の崩壊
長江二丁目B（一九八三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長江二丁目B（一九八三―一）	急傾斜地の崩壊
長江二丁目B（一九八三―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長江二丁目B（一九八三―二）	急傾斜地の崩壊
長江三丁目B（二一五八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長江三丁目B（二一五八）	急傾斜地の崩壊
長江三丁目B（二一五八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長江三丁目B（二一五八―一）	急傾斜地の崩壊
長江一丁目B（一〇五四七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長江一丁目B（一〇五四七）	急傾斜地の崩壊
十四日町（三六八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	十四日町（三六八）	急傾斜地の崩壊
十四日町（三六八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	十四日町（三六八―一）	急傾斜地の崩壊
十四日町（三六八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	十四日町（三六八―二）	急傾斜地の崩壊
長江川（七八四〇）	土石流	次の図のとおり	長江川（七八四〇）	土石流

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。